

リチウムイオン電池と安全保障貿易

第一輸出管理事務所 米満啓

このたび本欄も第20話となりました。御愛読のみなさまには、あつく御礼申し上げます。本欄の誕生は2015年3月19日。その第1話の<例2>で、ドローンについてのネタを提供してくれたのがCP&RMセンターという集団でした。<https://www.cp-rm.jp/archives/1200>今回、記念の20回目を迎えるに当たり、再度御登場いただくことにしました。

1. 原文

リチウムイオン電池と安全保障貿易 (<https://www.cp-rm.jp/archives/1192>)

1991年にソニーが世界で初めて実用化して以来、リチウムイオン電池（以下LIBと略）の分野では日本のメーカーは世界で圧倒的な存在感を示してきた。LIBの製造は複雑な工程が多く、品質を保持しながら大量生産する技術を確立するには長い開発期間が必要であった。これらの関連技術を日本のメーカーはノウハウとして、ブラックボックス化して生産を続けてきた。

しかし、最近では韓国のメーカーが技術習得を通じてLIBの生産技術を確立して、価格攻勢で日本のメーカーのシェアを奪ってきている。一方、日本では三洋電機を統合したパナソニックは、LIBの国内生産を再編し、今後の民生用LIBについては中国での生産比率を高め、製造コストを下げ、韓国のサムスンなどに対抗する方針と言われている。

これら一連の動向について、安全保障貿易の観点、安全性、技術ノウハウの流出と市場経済性の三つの観点について考えてみたい。

第一に安全保障貿易の面から見て、LIBは外為法で規制されている貨物であり、輸出及び製造技術の取引は経産省が規制している品目である。今回のLIBの生産を海外に移管するケースでは、その製造技術も移管されるので、役務取引に該当するか否かの判断が必要になる。LIBは輸出令の16項（補完品目）にキャッチオール規制があり、今回は民生用と限定していることは外為法上有利に働くかもしれないが、厳密な審査が望まれる。

第二に安全性については、約5年前にパソコンに採用されたLIBが発火するという事故があった。その後日本メーカーは製造時の品質管理や原材料の最適化等により、電気自動車のバッテリーに搭載出来るまでに安全性は向上し、高付加価値製品になった。後発のアジア各国はその成果の上に立って生産に乗り出す有利さがあった。

第三に、技術ノウハウの流出の点では、これまでの半導体や液晶パネルの生産で韓国、台湾、中国の追い上げを受けたと同様に、LIBについてもノウハウ主体の製造技術であるため知財の保護がなく、技術が国外に流出すれば、汎用化、量産化に伴って日本にブーメランとして返ってくる。この局面では、安全保障貿易管理の思想が発揮されているとは到底思えない。各企業においては、技術情報（ノウハウ）についてより厳格な管理が要求されると共に、国またはオールジャパンとして戦略的な取り組みが望まれる。

また市場経済性については、日本は自由経済社会であるので自由競争が原則であるが、LIBのような「戦略製品」については、国または企業連合で技術を囲い込む戦略があっても良いと思われる。

韓国の企業が国と一体になって特定製品の開発を進め、成功していることを考えると、日本も国としての戦略を持つ必要があると思う。そのためには、安全保障の考えを貨物の輸出貿易の面に留めるだけでなく、戦略製品については技術開発の段階から安全保障の概念を取り入れることが肝要であると思われる。

2. 輸出管理屋として一言

とりあえず輸出管理に関する事項にしぼって、問題と感じたことを記します。

① 「LIB は外為法で規制されている貨物」？

「リチウム電池の場合は色々注意が必要で大変なんだぞ」という論調の一環かと思われませんが、規制上「リチウム電池だから大変」ということはありません。何しろリスト規制非該当の品目なのですから。

もしかして「キャッチオール規制の対象品」と言いたいのでしょうかね？
 確かに対象品ではありますが、「キャッチオール規制の対象」である意味をこの方分かっているのでしょうか？

キャッチオールの趣旨とは、どんなスペックのものでも、需要者・用途に懸念があればまずいから規制するということですよね。「オールスペック」の規制ということで、Catch All というのです。

つまりリチウム電池が対象品といっても何も特別なことはありません。昔からあるマンガン電池だってキャッチオール規制の対象品です。豆電球でも金属食器でも話は変わりません。

単に深刻ぶっているだけのように見えます。

② 「役務取引に該当するか否かの判断が必要になる」？

頑張って判断するまでもなく、電池の製造技術提供は「役務取引そのもの」です。
大臣許可が必要な役務取引かどうかは、勿論別物ですが、それはリチウム電池に限った話ではありません。たとえ木工品や食料品（リスト規制にも、キャッチオール規制にも非該当）の製造技術であっても、リスト規制該当の可能性は存在するのであります。

③ 「厳密な審査が望まれる」？

肝心なのはその審査がどんな基準に照らして行われるかです。「民生用と限定されている」ことが（うわべの情報だけでなく）実態としても確実ならば、それ以上悩む必要はないように私は思います。（「外為法上は有利に…」ではなく「そもそも OK」では？）

著者は何が心配でどのような「厳密審査」を期待しているのでしょうか？

私は新聞社説を連想しました。なんとなく正論だけど中身がない。

④ 「安全保障貿易管理の思想」？ 「安全保障の概念を取り入れることが肝要」？

知財保護は国民経済にとって重要です。しかしそれを安全保障の文脈で論ずるのは、筋悪とされています。

昨年来の中国輸出管理法…中文名；出口管制法…に関する論議でも、安全保障にかこつけて戦略資源（例えばレアアース）保護を目的とする輸出規制の企図が各方面から批判されているのは、みなさまご存知の通り。

直近では、米国で鉄鋼産業の衰退は国の安全に直結するから産業保護関税は安全保

障マターだと主張する人たちがおりますね。

思考構造としては著者も同類項と言ってよいでしょう。 きっと著者は中国商務部の人たちやトランプさんと気が合うのではないかしら？

3. ついでに「安全性」の議論にも一言

近隣諸国は「後発国の利益」で、日本が苦勞して得た経験を容易に利用できる、という指摘自体は間違っていないと思います。でも、だから何なのですか？ それと現地生産の問題との間に何の関係があるのですか？ 著者はそのことについて何を議論・主張したいのでしょうか？

私には「何となくメニューに載せて体裁を整えた」ようにしか見えません。

著者はエンジニアとして赫々たる実績をお持ちの上、外為法の勉強も随分なさってCISTECの安全保障貿易管理士の試験にも合格した努力家と聞いています。

しかしいくら技術や条文に詳しくても、それは「わかっている」とは別物なのだということが本文を読むとよくわかりますね。まあ、著者やお仲間の方々について申せば同情すべき点もあると思います。なにせ「キャッチオール規制の該非判定をきっちり行う」ことを標榜する御仁がグループのボスなのですから。ともあれ、もう少し勉強して出直していただきたいものです。

(2018.7.12)